

病気療養中等の児童生徒に対する教育保障検討会議開催要領

(令和6年4月3日学校教育局高校教育課長決定)

(目的)

第1条 北海道教育委員会は、「病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業」(以下、「事業」という。)の実施にあたり、病気療養中等の児童生徒に対する教育保障の在り方等を検討するため、「病気療養中等の児童生徒に対する教育保障検討会議」(以下「検討会議」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、病気療養中等の児童生徒に対する教育保障に関して専門的な見地から助言を行うとともに、情報交換、連携を図り、事業推進上の課題の検討等を行う。

(組織)

第3条 検討会議は次の構成員をもって組織し、教育長が依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 各種団体(疾病団体、患者団体、保護者団体)の代表
- (3) 医療機関関係者
- (4) 高等学校の校長
- (5) 特別支援学校の校長
- (6) 道保健福祉部の職員
- (7) 道教委関係者
- (8) その他、高校教育課長が必要と認める者

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は、当該年度限りとする。なお、年度中に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(検討会議の招集)

第5条 検討会議は、必要に応じ高校教育課長が招集する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、高校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、高校教育課長が別に定める。

付 則

この要項は、決定の日から施行する。